

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン（以下、ヘイトスピーチ事前規制）についての要望書及び公開質問状。

平成 29 年 9 月 12 日

川崎市長 福田 紀彦 殿

日々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成 29 年 7 月 19 日に日本第一党 神奈川県本部より要望書を提出させて頂きましたが現在まで何ら意見又は返答を頂いていない状況でございますので再度、要望書そして公開質問状を提出させて頂きます。

前回の要望書と同様の内容となりますが、我が国の公の施設は日本国民の税金によって建設、維持されているものです。また公の施設の利用は公共の福祉に反しない限り許可をされなければならないと憲法及び地方自治法で定められております。

そして神奈川県公安条例でも公安委員会は、申請があったときは、集会、集団行進又は集団示威運動の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外は、これを許可しなければならないと定められております。

都市公園の利用に支障を及ぼすとの考えは他の利用者を暴力的な行為により排除をする、大声で罵声をあげるなどをしながら、他の利用者の利用を阻害するというような行動が対象であって、ヘイトスピーチをする蓋然性がある等、その表現行為の内容が利用に支障を及ぼすと解する事はとても出来るものではありません。それどころか、このヘイトスピーチ事前規制は憲法 21 条で保障する集会結社の自由・表現の自由・検閲の禁止を不当かつ著しく侵害するものであります。

日本第一党は神奈川県川崎市にて現在検討されている「ヘイトスピーチ事前規制」は明確に違憲であり川崎市長、川崎市、川崎市市議会としてこのような規制は設けないことを強く要望致します。

また仮に規制を設けられた場合には無効確認の行政訴訟を直ちに行い川崎市長、川崎市、川崎市市議会に対し責を問うことを、ここに宣言致します。

また、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン（以下、ヘイトスピーチ事前規制）について以下 8 項目をお尋ね致します。

1.ヘイトスピーチ解消法は明らかに憲法 21 条に抵触する法案ですが川崎市・川崎市長はどの様に認識をされていますでしょうか。

2.ヘイトスピーチ解消法を軸としているこのヘイトスピーチ事前規制ですが、公共施設を利用する前からヘイトスピーチをする蓋然性を根拠に利用を制限する事は明らかに憲法 21 条第 1 項（集会結社の自由及び表現の自由）第 2 項（検閲の禁止）に抵触し違憲だと思われませんが。川崎市・川崎市長はどの様に認識をされていますでしょうか。

3.このヘイトスピーチ事前規制には本邦外出身者と限定していますが、本邦外出身者よりの日本人に対するヘイトスピーチに対しては一切の言及がございません。川崎市・川崎市長はどの様に認識をされていますでしょうか。

4.ガイドラインの第三者機関に川崎市人権施策推進協議会の方を選出するとありますが、多文化共生推進派の方々、本邦外出身者の方が多数を占め異常に偏った状況と見受けられます。この点につきましては川崎市・川崎市長はどの様に認識をされていますでしょうか。

5.憲法 99 条で規定をされているように憲法擁護義務の名宛人は公務員でございますが、憲法又は法律を超えて条例を策定する事は可能なのでしょうか。この点につきまして、川崎市・川崎市長はどの様に認識をされていますでしょうか。

6.福田市長は平成 29 年 7 月 16 日に行われた川崎にてのデモに関し、市職員が現認していないことを認めながらもヘイトスピーチが行われなかったという事にはならないと発言をされておりますが、これはどの様な方法及び証拠で事実認定をされたのでしょうか。また、実際に治安を守り通した優秀な警察官に正しく状況の報告を受けたのでしょうか。この点につきまして、川崎市・川崎市長はどの様に認識をされていますでしょうか。

7.川崎市人権施策協議会にも数名の委員がいる青丘社に勤務される方の発言にある、法やガイドラインができて公共道路で警察が許可したら今は市民の手で止めるしかないというのは、法で認められたデモ及び集会を市民の暴力で止めるというテロの宣言と同意と理解できます。この点につきまして、川崎市・川崎市長はどの様に認識をされていますでしょうか。

8.平成 29 年 8 月 7 日に市民団体『『ヘイトスピーチを許さない』かわさき市民ネットワークは人種差別撤廃条例制定を求める申し入れを伊藤副市長されましたが、その時の「非常に重く受け止める。差別のない社会づくりに異存はない」「人権全般にわたる条例づくり課題もある。形になる過程で助言、指導いただければ」という前向きな姿勢は見せ期待をさせたと思いますが、この申し入れに対し伊藤副市長がこの様に回答が出来るという事は、川崎市においては議会の決議なく副市長の専権事項として、この様なヘイトスピーチ事前規制などを制定できるという事なのでしょうか。この点につきまして、川崎市・川崎市長はどの様に認識をされていますでしょうか。

お手数ではございますが、平成 29 年 9 月 26 日必着で FAX 又は郵送にてご回答を頂きたいと存じます。ご回答は無回答の場合も含めインターネット上で公開をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます

日本第一党 神奈川県本部
本部長 中村 和弘